

県有施設の安全管理に係る
監査の結果報告書

平成 28 年 3 月

広島県監査委員

目 次

第 1	監査の概要	1
1	監査のテーマ	1
2	監査の趣旨	1
3	監査の対象機関	1
4	監査の対象施設	1
5	監査の視点	2
6	監査の実施方法	2
7	監査の実施時期	3
第 2	監査結果の概要	4
1	安全点検の実施状況	4
2	日常点検のチェックリスト	4
3	安全点検結果の本庁への報告状況	5
4	点検結果で不具合があった場合の対応	7
5	修繕計画の策定状況	8
6	職員研修の実施状況	8
7	本庁施設所管課との連携状況	9
8	個別事項	9
9	県立学校における取組状況	10
第 3	監査委員意見	14
1	安全点検（法定点検・日常点検）の着実な実施	14
2	安全点検結果の共有と改善	15
3	不具合箇所の修繕に関する事項	16
4	職員研修の充実	16
5	県立学校における取組	17
6	個別事項	17
7	他施設の取組を参考とした改善について	17

別紙 1 監査対象施設一覧	21
別紙 2 監査対象県立学校一覧	25
別紙 3 参考規程等	27

県有施設の安全管理に係る監査の結果

平成 28 年 3 月 16 日

広島県監査委員	中 原 好 治
同	児 玉 浩
同	高 橋 義 則
同	赤 木 稔 明

第 1 監査の概要

1 監査のテーマ

県有施設の安全管理について

2 監査の趣旨

平成 23 年 10 月に広島県緑化センターで橋の木製の手すりが壊れ、来園者が重傷を負う事故が発生した。

この事故を受けて、本県では公の施設の緊急点検を行うとともに、平成 24 年 1 月に「県有施設安全確保ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を作成し、県有施設の安全確保・安全対策の向上を図ることとしている。

県有施設の安全確保の取組を継続して向上させることは施設設置者である県の責務であり、本監査では、ガイドラインの狙いの一つである P D C A サイクルを回すことによる県有施設の安全確保の向上が図られているか監査を行うことにより、県有施設の安全管理の更なる向上に資することを目的とするものである。

また、県立学校については学校保健安全法に基づく安全確保の取組が行われていることから、その取組の状況について併せて監査を行うこととした。

3 監査の対象機関

- (1) 総務局業務プロセス改革課及び本庁の県有施設所管課
- (2) 県有施設を管理している県の機関
- (3) 県有施設の管理委任を受けている指定管理者
- (4) 教育委員会事務局管理部施設課及び県立学校

4 監査の対象施設

- (1) ガイドラインの対象施設（別紙 1 のとおり）
 - ア レクリエーション・スポーツ施設（広島県立県民の森，総合グラウンド等）
 - イ 産業振興施設（県立産業技術交流センター，県立広島産業会館等）

- ウ 文教施設（広島県立美術館，広島県縮景園等）
 - エ 医療・社会福祉施設（共有スペース等）（健康福祉センター，福山若草園等）
 - オ 庁舎及び庁舎に付随する構造物等（県民が立ち入る可能性のある施設に限定）
 - カ 基盤施設（県営住宅，港湾施設（建物）等）
- (2) 県立学校（別紙2のとおり）

5 監査の視点

(1) ガイドラインの対象施設

ア 施設の安全点検の状況

(ア) 法定点検，日常点検の実施状況

(イ) 日常点検のチェックリストの作成及び見直しの状況

(ウ) 本庁施設所管課との点検結果の共有状況

(エ) 点検結果への対応状況（不具合箇所の対応状況，修繕計画の作成状況）

イ 職員研修の状況

ウ 本庁施設所管課との連携状況

エ 安全管理に対する改善取組等

(2) 県立学校

日常点検の結果を踏まえた問題点等

6 監査の実施方法

監査は，次の方法によって実施した。

(1) ガイドラインの対象施設

ア 書面調査（一次調査）

県有施設の管理者（県の機関及び指定管理者）に対し，ガイドラインに基づく取組状況，施設管理に係る課題等について，調査票による調査を実施するとともに，県有施設の管理者を所管する本庁所管課に対し，施設管理業務を所管する課としての状況について，調査票による調査を実施した。

イ 書面調査及び現地調査（二次調査）

上記アで調査した結果等を踏まえ，本庁所管課に対し県有施設の安全管理に係る問題点等について調査票による調査を実施するとともに，実際に施設を管理している県の機関及び指定管理者に対し，抽出により現地調査を実施した。

(2) 県立学校

ア 書面調査（一次調査）

県立学校は、学校保健安全法に基づく日常点検を学期ごとに実施し、その結果を教育委員会事務局管理部施設課（以下「施設課」という。）に提出していることを踏まえ、施設課から平成 26 年度の日常点検結果（県立学校（分校を含む）99 校）の提供を受け、その内容分析による調査を実施した。

イ 書面調査（二次調査）

上記アで調査した結果等を踏まえ、施設課に対し県有施設の安全管理に係る問題点等について調査票による調査を実施した。

7 監査の実施時期

平成 27 年 6 月 ～ 平成 28 年 3 月

第2 監査結果の概要

1 安全点検の実施状況

(1) 安全点検の種類

本監査で調査対象とした安全点検には、法定点検と日常点検の2種類がある。

ア 法定点検

建築基準法第12条第2項及び第4項に基づく有資格者による建築物及び建築設備に係る定期点検である。

イ 日常点検

ガイドラインに基づき、職員等が実施する安全点検である。

(2) 安全点検の実施状況について

ほとんどの機関で安全点検は実施されているが、法定点検は1機関、日常点検は2機関で点検が未実施であった。(表1)

表1 安全点検の実施状況(本庁及び県立学校を除く)

施設管理者	機関数	法定点検			日常点検	
		対象機関	実施	未実施	実施	未実施
県の機関	60	32	31	1 ^{※1}	58	2 ^{※2}
指定管理者	53	42	42	—	53	—

※1 尾道糸崎港上屋(東部建設事務所三原支所(尾道市に管理委託))

※2 埋蔵文化財センター(教育委員会事務局管理部文化財課)及びつつがライフル射撃場(教育委員会事務局教育部スポーツ振興課(広島県ライフル射撃協会に管理委託))

2 日常点検のチェックリスト

(1) チェックリストの作成状況

ガイドラインでは、施設ごとに最適なチェックリストを作成することとされており、県の2機関を除いてチェックリストは作成されていた。なお、県営住宅の指定管理者(12機関)については、住宅課が作成したチェックリストが指定管理業務仕様書で定められており、指定管理者は仕様書に基づいて日常点検を実施している。(表2)

表2 チェックリストの作成状況

施設管理者	作成	未作成	業務仕様書で実施
県の機関 (58)	56	2 [※]	—
指定管理者 (53)	41	0	12

※ 消防学校及び頼山陽史跡資料館

(2) チェックリストの見直し状況

ア 見直しの状況

チェックリストを作成している施設管理者に対して、見直しの状況について調査したところ、結果は表3のとおりであり、業務仕様書で実施している指定管理者を除き、見直しを行っている施設管理者は全体の約4割であった。

表3 チェックリストの見直しの状況

施設管理者	見直しを行った	見直しを行っていない
県の機関 (56)	21	35
指定管理者 (41)	17	24

イ 見直しの理由について

見直しをした施設管理者に対して、その理由について調査したところ、結果は表4のとおりであった。

表4 見直しの主な理由（複数回答）

施設管理者 見直しの理由	県の機関	指定管理者	計
点検結果の反映	7	7	14
本庁からの要請	8	3	11
ガイドラインができた	5	4	9
利用者からの情報提供の反映	2	2	4
マスコミ報道の反映	2	2	4
施設で発生した事例の反映	2	1	3
その他	4	5	9

※「その他」の具体的事例について

- ・ 事故対応マニュアル作成にあわせた見直し
- ・ 衛生推進者の判断による見直し
- ・ 施設の改修工事が完了したことによる見直し

3 点検結果の共有について

ガイドラインでは、チェックリストを活用した安全点検結果（日常点検）は、本庁所管課に定期的に報告することとし、施設の不具合箇所を把握し、適切な安全対策をとることとされている。なお、法定点検については、ガイドラインでは特に定められたものはない。

(1) 本庁所管課への報告状況（表5）

ア 県の機関が管理している施設

多くの機関について、法定点検及び日常点検ともに本庁所管課への結果報告がされていない。特に法定点検については、該当する31機関のうち、報告がされているのは2機関にとどまっている。

イ 指定管理者が管理している施設

全ての指定管理者が本庁所管課に日常点検の結果を提出していた。これは、指定管理者については、業務プロセス改革課が、マスコミ報道された事故等を契機として、毎年、本庁所管課をとおして定期的に安全点検の実施状況の報告を求めていることによる。法定点検については、提出している施設は全体の3分の2である。

また、県の機関については、法定点検及び日常点検ともに本庁所管課への報告をしていない機関が多くなっている。

表5 本庁所管課への報告状況

施設管理者	点検方法 (対象機関数)	報告している	報告していない
県の機関	法定点検（31）	2	29
	日常点検（58）	12	46
指定管理者	法定点検（42）	28	14
	日常点検（53）	53	0

(2) 施設管理者内の点検結果の共有について

点検結果について、どの程度共有が図られているか施設管理者に調査したところ、多くの施設管理者では直属の上司や所属長と共有していたが、施設管理者の中には特に異常がないこと等を理由として担当者限りとなっており、情報が共有されていないところがあった。

(3) 点検結果の活用状況

提出された点検結果の活用状況について、本庁所管課に確認したところ、表6及び表7のとおり、中長期的な施設整備計画や不具合があった場合の修繕要求の資料として活用されていた。

その内訳をみると、県の機関が管理している施設については、中長期的な施設整備計画の作成資料として活用している事例がないのに対して、指定管理者が管理している施設については中長期的な施設整備計画の作成資料として活用しているとの回答が多くなっている。

表6 法定点検結果の活用状況（複数回答）

活用内容	施設管理者	県の機関	指定管理者	計
中長期的な施設整備計画の作成資料		0	21	21
不具合があった場合の修繕要求資料		2	10	12
その他		1	1	2
活用していない		0	0	0

表7 日常点検結果の活用状況（複数回答）

活用内容	施設管理者	県の機関	指定管理者	計
中長期的な施設整備計画の作成資料		0	29	29
不具合があった場合の修繕要求資料		11	26	37
その他		1	1	2
活用していない		1	0	1

4 点検結果で不具合があった場合の対応

(1) 対応状況

点検結果で不具合があった場合の対応状況について、施設管理者からの回答は表8のとおりであり、すべて対応していると回答があった施設管理者は全体の半数より少なく、一部に応急措置や立入禁止などの当面の措置を講じている箇所があると回答があった施設管理者が全体の半数以上であった。

表8 点検結果で不具合があった場合の対応状況

施設管理者	点検方法 (対象機関数)	全て対応	一部に応急措置や立入禁止の当面の措置を講じているものがある	全く対応していない
県の機関	法定点検 (31)	15	16	—
	日常点検 (58)	34	24	—
指定管理者	法定点検 (42)	11	31	—
	日常点検 (53)	18	35	—

(2) すべての不具合に対応できていない理由（表9）

すべての不具合に対応できていないと回答した施設管理者にその理由を調査したところ、主な理由として、予算の余裕がないこと、専門知識を持っている人がいないことから優先順位の判断ができないこと、危険性や緊急性、費用を総合

的に判断し優先順位をつけていることなどをあげる施設管理者が多かった。

表9 すべての不具合に対応できていない理由

施設管理者	対応できていない理由
県の機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予算の余裕がない。 ・ 工事の専門知識がない。 ・ 財産管理課に修繕要求中である。 ・ 危険性・修繕経費等を勘案し優先順位をつけて実施している。
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模修繕については県で直接実施する。 ・ 予算に余裕がない。 ・ 緊急性や安全性の見地から重要度の低いものは経過観察や計画修繕で対応する。 ・ 施設保全計画で対応予定である。

(3) 主な不具合の状況

不具合の状況について現地調査等を行ったところ、主なものは表10のとおりであった。

表10 主な不具合の例

状況等	施設
使用禁止 (立入禁止)	広島国際センターのウッドデッキ, もみのき森林公園の休憩所・トイレ・木製遊具の一部, 福山少年自然の家キャンプ場常設テントの一部及び広島県立県民の浜のテニスコートの一部
応急措置のみ	福山少年自然の家の体育館の床の一部破損及び宿泊棟脱衣所の床の一部陥没
コーンやロープ 等で注意喚起	広島県立障害者リハビリテーションセンターの敷地の一部陥没, 広島県立緑化センター・広島県立広島緑化植物公園の展望台に上がる園路の柵の一部破損
経過観察	広島県立美術館, 福山庁舎及び三次庁舎の外壁のひび, 野呂山公園施設の炊事場施設の一部老朽化

5 中長期修繕計画の策定状況 (表11)

中長期的な修繕計画の作成状況について本庁所管課に確認したところ、指定管理者が管理する施設については約7割の施設で作成されている。その一方で、県の機関が管理する施設について計画が作成されているのは約1割にとどまっており、約7割の施設では計画の策定自体が予定されていない状況であった。

表 11 中長期修繕計画の作成状況

施設管理者	策定済	策定作業中	策定検討中	策定予定なし
県の機関（57）※1	7	2	7	41
指定管理者（53）※2	38	2	3	10

※1 県の機関のうち、県立文書館、図書館及び生涯学習センターの3機関については、広島県情報プラザを管理する県の機関で策定することになるため母数から除外している。

※2 指定管理者が管理する施設についても、県の機関が中長期修繕計画を策定する。

6 職員研修の実施状況

(1) 職員研修の実施状況について

ガイドラインでは、職員の安全確保に関する意識の向上を図るため、職員研修の充実強化を図ることとしている。職員研修の実施状況について、施設管理者に確認したところ、結果は表12のとおりであり研修を実施していない施設管理者が見受けられた。

表 12 職員研修の実施状況（複数回答）

施設管理者	実施している		実施していない
	外部研修（財産管理課主催等）に参加	職場で研修実施	
県の機関	49	11	10
指定管理者	10	36	14

(2) 研修を実施していない理由

研修を実施していない施設管理者についてその理由を聞いたところ、主なものは表13のとおりであった。

表 13 研修を実施していない主な理由

施設管理者	実施していない理由
県の機関	<ul style="list-style-type: none"> 少人数職場であるため、研修する時間的余裕がない。（日常点検等で気付きをその都度周知している）
指定管理者	<ul style="list-style-type: none"> 時間的余裕がない。 研修を企画・実施できる者がいない。 県財産管理課実施の施設管理研修の案内がない。

7 本庁所管課との連携

本庁所管課と連携している事項について施設管理者に確認したところ、結果は表 14 のとおりであり、点検結果で不具合があった場合の修繕に関する事項について件数が多くなっている。これは、点検結果で不具合があり予算措置が必要となるものについては、個別に本庁所管課に相談していることが多くなっていることを示しており、不具合がない場合は、連携していないとの回答もあった。

表 14 本庁所管課と連携している事項（複数回答）

連携している事項	施設管理者	県の機関	指定管理者	計
点検結果に基づく対応（修繕の可否等）		43	49	92
チェックリストの作成、見直し		14	35	49
他団体や他機関との事例等の共有		7	30	37
日常点検の方法		7	18	25
危機管理マニュアルに基づいた対応に係る避難訓練等		2	4	6
その他		8	11	19

8 その他個別事項について

(1) 学校保健安全法に基づく取組

今回調査対象とした県の機関のうち、県立三次看護専門学校及び県立農業技術高等学校については学校教育法で定める専修学校であるが、県立農業技術高等学校について、学校保健安全法第 27 条に定める安全の確保を図るための計画が作成されていなかった。

(2) 県が管理する池の点検

現地調査を行った施設のうち、広島県縮景園及び広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園の敷地には、県が管理する池があるが、目視で点検を行うのみで点検結果について書面で記録していなかった。なお、県が管理する自然公園及び都市公園について本庁所管課に照会したところ、公園の敷地内に県が管理する池はないとの回答であった。

(3) 野生動物対策

自然公園などの野外施設では、イノシシが敷地を掘り返し、芝生や樹木が損傷するなどの被害が発生している。調査時点では人的被害は発生していない。

9 県立学校における取組状況

県立学校においては、学校保健安全法に基づいて毎学期1回安全点検が実施されている。施設課は、県立学校に対し、安全点検及び法定点検の結果の提出を求めている。

今回の監査では、学校が実施している点検項目のうち、施設の安全管理の観点から危険性が高いと判断される窓ガラス周辺の危険性、テレビ、パソコン、ピアノ及び書類棚の転倒防止対策について調査を行い、その結果の概要は、次のとおりである。

(1) 窓ガラス周辺の危険性について

窓ガラスの周辺にもものが置かれており衝突する危険性があるものがある学校は表15のとおりである。

表15 窓ガラス周辺に衝突する危険性のあるものの有無

区分	対象校数	危険性あり
高等学校・中学校	82	18
特別支援学校	17	3
計	99	21

(2) テレビの転倒防止対策

転倒防止対策がされていない箇所がある学校は表16のとおりであり、棚に置いてあるテレビについて対策が取られていない学校が約4割あった。対策がされていない箇所については、主として特別教室や事務室、教科の準備室や校長室といった生徒が日常的に使用しない部屋が多くなっている。また、特別支援学校では児童生徒の実態に応じて机上に移動が必要なため、固定が難しいという学校もあった。

表16 テレビの転倒防止対策状況

区分	対象校数	対策ができていない箇所		
		天吊り	棚置き	テレビ台
高等学校・中学校	82	18	30	20
特別支援学校	17	0	6	6
計	99	18	36	26

(3) パソコンの転倒防止対策

パソコンの転倒防止対策ができていない箇所がある学校は、表17のとおり全体の約5割である。学校によっては、台数が多いことから全数未対策の学校もあった。

表 17 パソコンの転倒防止対策状況

区分	対象校数	対策ができていない箇所
高等学校・中学校	82	39
特別支援学校	17	10
計	99	49

(4) 書類棚の転倒防止対策

書類棚の転倒防止対策ができていない箇所がある学校は表 18 のとおりであり、壁や床への固定ができていない箇所がある学校は全体の約 6 割で、書類棚の上に重量物が置かれている学校は全体の約 3 割である。テレビの転倒防止と同様に、実習室や準備室など生徒が日常的に使用しない部屋で、書類棚の上に重量物を置いている学校が多かった。

表 18 書類棚の転倒防止対策状況

区分	対象校数	対策ができていない箇所	
		壁や床に固定	棚の上に重量物
高等学校・中学校	82	52	25
特別支援学校	17	9	6
計	99	61	31

(5) 薬品棚の転倒防止対策

薬品棚の転倒防止対策ができていない箇所がある学校は表 19 のとおりであり、対策ができていない箇所がある学校は全体の 1 割未満であった。

表 19 薬品棚の転倒防止対策状況

区分	対象校数	対策ができていない箇所	
		壁や床に固定	容器の破損、飛び出し防止
高等学校・中学校	82	4	3
特別支援学校	17	3	1
計	99	7	4

(6) ピアノのすべり，転倒防止対策

ピアノのすべりや転倒防止対策ができていない箇所がある学校は表 20 のとおりであり，全体の約 3 割であった。

表 20 ピアノのすべり，転倒防止対策状況

区分	対象校数	対策ができていない箇所
高等学校・中学校	82	25
特別支援学校	17	6
計	99	31

第3 監査委員意見

1 安全点検（法定点検・日常点検）の着実な実施

(1) 点検の実施について

安全点検については、ほとんどの施設において実施されている。

しかし、次表に掲げるとおり、法定点検及び日常点検を実施していない施設があった。施設の安全点検の重要性を認識し、適正な事務処理に努められたい。

問題点	該当施設	施設管理者等
法定点検未実施	尾道糸崎港（上屋）	東部建設事務所三原支所（尾道市に管理事務を委託）
日常点検未実施	埋蔵文化財センター	教育委員会事務局管理部文化財課
	つつがライフル射撃場	教育委員会事務局教育部スポーツ振興課（県ライフル射撃協会に管理委託）

(2) 点検結果の確実な記録について

消防学校及び頼山陽史跡資料館については、日常点検のチェックリストが作成されていなかった。

施設の不具合場所を正確に把握し適切な安全対策を行う上で、点検結果を確実に記録することが重要になるものであり、ガイドラインで作成が求められていることから、チェックリストを作成し確実に記録する必要がある。

2 安全点検結果の情報共有と改善

(1) 本庁との情報共有・連携

ガイドラインでは、日常点検の結果を本庁所管課に報告し、行政管理課（現：業務プロセス改革課）を通じて、類似施設のチェック項目や不具合等の事例の全庁共有化などを行うことが求められているが、法定点検、日常点検の点検結果について本庁所管課に提出していなかった施設管理者が多くみられたところである。点検結果の本庁所管課への提出等によるPDCAサイクルを活用したチェックリストの改訂や修繕計画作成の参考資料にするなど積極的な活用を図られたい。

(2) 施設管理者内での情報共有の徹底

法定点検及び日常点検の点検結果について、異常がないことを理由として担当者だけが把握し上司や所属長等に報告していない施設管理者が見受けられた。点検結果については、異常の有無にかかわらず、上司、所属長への報告を行い、組織内での情報共有を行うこととし、そのことを徹底していただきたい。

(3) 重大事故になる可能性のある情報の集約及び注意喚起等のルールづくり

マスコミ報道された事故等の情報については、現在でも施設管理者に対する点検指示や注意喚起の取組が行われている。その一方、人身事故には至らなかったが重大事故となる可能性が考えられる事例については全庁的に当該情報を集約するシステムがないため、事例が発生した施設管理者以外の施設管理者においては知りえない状態になり、共有すべき情報が共有されていない懸念がある。

人身事故には至らなかったが重大事故となる可能性のある事例を認知し、その情報を県全体で共有することは、安全管理の上で極めて重要であることから、全庁的に当該情報を集約し、施設管理者に情報提供することを検討されたい。

3 不具合箇所の修繕に関する事項

(1) 修繕に係る技術的支援体制の整備

一部の施設管理者からは、技術職員がおらず技術的な知識がないことから、修繕を要する箇所について緊急性や費用がわからないため修繕の優先順位がつけられないことや中長期の修繕計画が作成できないという意見があった。

これら施設管理者の意見を踏まえ、各施設管理者が行う修繕の優先順位づけ及び中長期の修繕計画作成等にあたっては、技術的な相談・支援を行う専門的技術を有する者を確保するなど全庁的な技術的支援体制の整備について検討されたい。

(2) 修繕費の確保及び修繕計画の作成

法定点検や日常点検によって発見された不具合について、不具合の一部に応急措置のみの対応や経過観察のものが残っていると回答があった施設は全体の半数を超えていた。さらに、それらの中には予算の確保ができないため立ち入り禁止等の応急措置等を行うだけで長期間修繕されていないものも見受けられたところである。

また、指定管理者が管理する施設では約7割の施設が中長期の修繕計画を策定しているのに対し、県の機関が管理する施設で中長期の修繕計画が策定されているのは約1割であった。

この結果を踏まえ、次の3点について検討されたい。

- ア 緊急に修繕を要するものについて、必要な予算措置を講じ修繕を着実に行うこと。
- イ 応急措置のみの対応のものについては、施設の有効活用の観点も踏まえて、すみやかに修繕又は撤去等の意思決定を行い、適切に対処すること。
- ウ 計画的な修繕を行う必要性があるものについては、施設の保全計画との整合

性を考慮しながら修繕計画を策定するとともに、必要な予算措置を講ずること。

4 職員研修の充実

現在、県の職員に対する施設管理研修は財産管理課が実施しているが、この研修には指定管理者は参加していない。ガイドラインにも記載してあるとおり、施設における利用者の安全確保は設置者である県の責務であり、県の施設を管理するという点では県の機関も指定管理者も同じであることから、指定管理者についても必要に応じて研修の機会を確保するよう検討されたい。

5 県立学校における取組

教育委員会では、各県立学校は点検結果を施設課に提出している。

しかし、学校に対する個別の口頭の指導は行われているものの、依然として安全対策ができていない箇所がある学校や点検結果からは安全対策が取られているのか明確でない箇所がある学校が見受けられた。県立学校に文書でフィードバックするなど、実効性のある指導をするように努められたい。

6 個別事項

(1) 学校保健安全法に基づく取組が行われていなかったもの

県立農業技術高等学校は、学校教育法に基づく専修学校であるにもかかわらず、学校保健安全法第27条に定める安全の確保を図るための計画が作成されていなかった。適正な事務処理に努められたい。

(2) チェック項目の追加に関すること

ア 県が管理している池について

敷地内に県が管理する池がある施設について、チェックリストに池の点検に関する項目がないところが見受けられた。該当する施設管理者においては、池の点検をチェックリストの項目に加えることについて検討されたい。

※ 二次調査（実地調査）で確認（広島県縮景園及び広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園）

イ 野生動物への対策について

自然公園などの野外施設では、イノシシが敷地を掘り返し芝生や樹木が損傷するなどの被害が発生している。現時点では、人的被害は報告されていないが、人的被害が出る前に、イノシシなどの野生動物対策を検討されたい。

※ 二次調査（実地調査）で確認（広島県立県民の浜、野呂山公園施設、広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園及び福山少年自然の家）

7 他施設の取組を参考にした改善について

今回の監査では、施設の実情等を踏まえた次のような創意・工夫がみられる取組が行われていた。これらの事例も参考にして、県有施設の安全管理のより一層の向上に努められたい。

- (1) 全職員による一斉点検日を設定するなど、実施方法を工夫している取組
- (2) 点検内容について利用者や施設の特性等を考慮した設定を行っている取組
- (3) 本庁所管課と指定管理者が合同で点検を実施するなど、点検結果を共有している取組
- (4) 法定点検の点検結果の報告に基づき、不具合があった場合の修繕予算要求などに活用するだけでなく、改善状況について現地調査を実施している取組
- (5) 修繕の優先順位の方針を定め、庁舎修繕計画を作成した取組
- (6) 本庁所管課が、修繕が必要な箇所について施設管理者と情報を共有し、修繕の実施状況を踏まえて毎年の予算要求時に情報を更新するルールづくりを行った取組

(1) 安全点検に関する事例

ア 日常点検の実施方法

施設名	具体的な取組内容
県立呉高等技術専門校	職業訓練施設であり、労働安全衛生の一環としてチェックリストを作成し、7月の全国安全週間には、全職員がチェックリストを活用して、施設・設備の点検を実施している。
広島県立もみのき森林公園	施設の構造上、木製の遊具関係を中心に点検を実施し安全確保に努めており、施設全般においては、各部署の業務日誌で異常個所の把握に努めている。

イ 利用者や施設の特性等を考慮したチェック内容の設定を行っているもの

施設名	具体的な取組内容
西部建設事務所魚切ダム管理事務所	<p>① 主たる利用者の特性 休日には家族連れでの利用も多いことを考慮し、公園内施設は個別にチェック項目を設定するとともに、チェック漏れの防止を図った。</p> <p>② 施設の構造上の特徴 ダム堤体は高低差の大きい施設であるため、手摺のチェックは設置個所別に記載できるようにするとともに、チェック漏れの防止を図った。</p>

	<p>③ 施設の利用状況</p> <p>木陰で駐車休憩するドライバーが多いことから、樹木のチェックは設置箇所別に記載できるようにした。また、対応欄や特記事項欄を活用し応急措置内容が記録に残るよう留意した。</p>
県立歴史博物館	<p>遺物の保護のため照度を落としており、暗い中で作品を見ながらの移動となるため、床面の段差、カーペットのほころびの項目に重点を置いて点検している。</p>
教育センター	<p>特別支援教育棟は、児童生徒等の利用が多いため、点検項目に遊具を加えた。</p>
広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園	<p>「子供、高齢者が多い」という当園の来園者の特性を踏まえて、利用者の視点に立ち、利用者に対して危険を及ぼす可能性のある要素を事前に想定してチェックリストを作成した。また、屋外の木製構造物が多いため、点検内容を検討の上、チェックリストを作成した。なお、点検にあたっては、施設点検マニュアルで想定されている危険要素を念頭に点検している。</p>
広島県健康福祉センター	<p>① 貸会議室の利用や健康診断の受診等で多くの県民の方が利用される施設であるため、幅広い年齢層や障害等のハンディキャップがある方の利用も多く、安全に利用していただけるよう床の段差をなくしたり、階段や廊下などに手摺を設置するなど安全面において特に配慮を行っている。</p> <p>② 建設から23年が経過し施設の老朽化が進んでいるため、屋外の看板、樹木、ポール等の墜落や転倒等の危険がないか目視や打診により随時安全点検を行っている。</p>
県立産業技術交流センター	<p>① 幼児・児童から高齢者まで、幅広い年齢層の利用者・来館者があるため、ガラス類のドア・腰板の損傷に留意している。</p> <p>② 高所からの物品等の落下防止</p> <p>③ 不特定多数の利用者が想定されていることから、階段や館内各所に設置されている手摺など、身体や手足が触れる部分の擦過傷予防のチェック</p> <p>④ 屋外の樹木、モニュメントなどの風雨等による倒壊防止確認</p> <p>⑤ 情報プラザ屋外外周路のレンガ敷歩道の転倒防止策</p>

ウ 点検結果の情報共有

本庁所管課	施設名	具体的な取組内容
住宅課	県営住宅	指定管理者との協定書で日常点検の項目等を定めた様式を定めるとともに及び法定点検を含めた点検結果の提出について義務づけている。
森林保全課	広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園	日常点検の結果について、指定管理者は森林保全課に2部提出している。提出された報告書について、1部は森林保全課が保管し、もう1部は課長までの確認印を押印した書類を付けた上で指定管理者に返送している。
障害者支援課	広島県視覚障害者情報センター	平成26年度に実施した日常点検のうち、平成27年3月に実施した点検について、県の担当課の職員と指定管理者が合同で実施し、点検結果の共有を図った。(※)

※ なお、自然公園施設については、平成24年度に県（自然環境課）の職員と指定管理者の職員が合同で点検を実施した事例がある。

エ 点検結果の活用

本庁所管課	地方機関名	具体的な取組内容
医療介護人材課	県立三次看護専門学校	法定点検の点検結果を不具合があった場合の修繕予算要求などに活用し、改善状況について現地確認を実施した。
農業技術課	県立農業技術大学校	
消防保安課	消防学校	日常点検の点検結果を不具合があった場合の修繕予算要求などに活用し、改善状況について現地確認を実施した。(※)
農業技術課	県立農業技術大学校	

※ この他、研究開発課、医療介護人材課及び土木建築総務課については、現地確認を行う事例はなかったが、同様の取組を行っている。

オ 関係者等との情報共有

(ア) 施設利用者への情報提供（福山少年自然の家）

事故には至らなかったが施設内で発生したヒヤリ・ハット情報をホームページに掲載し、利用者に注意喚起を促している。

(イ) 指定管理者等への情報提供（都市計画課）

安全管理に関する国土交通省からの通知を指定管理者等に情報提供してい

る。(指定管理者からは業務の参考になると評価する回答があった。)

(2) 不具合箇所の修繕に関する事例

所属名	具体的な取組内容
食品生活衛生課 (動物愛護センター)	平成 25 年度から平成 34 年度までの施設等の保全計画を策定し、計画的な修繕を実施することとしている。
研究開発課 (試験研究機関)	<p>各センターから報告を受けた修繕が必要なものについて次の 3 つの評価指標に基づき、優先順位の高いものから (①→②→③) 修繕を行うこととした。(平成 27 年度からの取組)</p> <p>優先順位を付すにあたっては、各センターを現地調査し、修繕の必要性について担当者意見を聞いた上で行う。</p> <p>① 法令違反や利用にあたり危険を伴う ② 研究など業務に影響がある ③ 研究機器等への影響がないなど問題となる頻度や与える影響が少ない</p>
西部総務事務所総務第二課	<p>次の 2 つの方針に基づき、平成 27 年度から平成 33 年度までの庁舎修繕計画を作成した。</p> <p>①修繕等が必要なものから優先順位を付し、順位の高いものから修繕 (更新) を行う。 ②法令等で修繕・交換等の時期が定まっているものは、該当する年度に実施する。</p>

別紙1 監査対象施設一覧

(1) 県の機関が管理する施設

	部局等	施設所管課	県の機関	二次調査 実施機関
1	危機管理監	消防保安課	消防学校	
2	総務局	財産管理課	県庁本庁舎（農林庁舎，税務庁舎，議会棟を含む）	
3		財産管理課	西部総務事務所 総務第二課	◎
4			西部総務事務所 呉支所	
5			西部総務事務所 東広島支所	
6			東部総務事務所	◎
7			東部総務事務所 総務第二課	◎
8			北部総務事務所	
9			北部総務事務所 総務第二課	
10			東部県税事務所 松永分庁舎	
11			西部建設事務所	
12			西部建設事務所安芸太田支所	
13		東部建設事務所三原支所		
14		総務課	県立文書館	
15		研究開発課	県立総合技術研究所 保健環境センター	
16	県立総合技術研究所 食品工業技術センター			
17	県立総合技術研究所 西部工業技術センター			
18	県立総合技術研究所 東部工業技術センター			
19	県立総合技術研究所 農業技術センター			
20	県立総合技術研究所 畜産技術センター			
21	県立総合技術研究所 水産海洋技術センター			
22	県立総合技術研究所 林業技術センター			
23	健康福祉局	子ども家庭課	西部子ども家庭センター	
24			東部子ども家庭センター	
25			県立広島学園	○
26	健康福祉局	医療介護人材課	県立三次看護専門学校	
27		健康対策課	県立総合精神保健福祉センター	
28		食品生活衛生課	食肉衛生検査所	
29			動物愛護センター	
30	商工労働局	職業能力開発課	県立広島高等技術専門学校・県立技術短期大学校	
31			県立呉高等技術専門学校	
32			県立福山高等技術専門学校	
33			県立三次高等技術専門学校	
34			広島障害者職業能力開発校	

	部局等	施設所管課	県の機関	二次調査 実施機関
35	農林水産局	農業技術課	県立農業技術大学校	
36	土木建築局	河川課	河川課（小瀬川ダム管理事務所）	
37		道路河川管理課	西部建設事務所 魚切ダム管理事務所	
38			西部建設事務所 梶毛ダム管理事務所	
39			西部建設事務所 呉支所 野呂川ダム管理事務所	
40			西部建設事務所 東広島支所 福富ダム管理事務所	
41			西部建設事務所 東広島支所 椋梨ダム管理事務所	
42			西部建設事務所 東広島支所 仁賀ダム管理事務所	
43			東部建設事務所 四川ダム管理事務所	
44			東部建設事務所 三原支所 野間川ダム管理事務所	
45			東部建設事務所 三原支所 御調ダム管理事務所	
46			東部建設事務所 三原支所 山田川ダム管理事務所	
47		港湾振興課	東部建設事務所 三原支所（尾道糸崎港（県営上屋））	
48			東部建設事務所 三原支所（三原市（港湾待合所））	
49		都市計画課	都市計画課（せら県民公園）	
50		土木建築総務課	広島港湾振興事務所	
51	病院事業局	県立病院課	県立広島病院	
52			県立安芸津病院	
53	教育委員会 事務局	教職員課	教育センター	
54		文化財課	埋蔵文化財センター	
55			歴史民俗資料館	
56			県立歴史博物館	○
57			頼山陽史跡資料館	
58		生涯学習課	図書館	
59			福山少年自然の家	○
60			生涯学習センター	
61		スポーツ振興課	スポーツ振興課（つつがライフル射撃場）	

※ ◎は、監査委員事務局職員による実地調査及び監査委員による実地調査を実施した機関

○は、監査委員事務局職員による実地調査を実施した機関

(2) 指定管理者が管理する施設

番号	公の施設の名称	指定管理者名	県所管課	二次調査対象機関	
1	広島県立広島国際協力センター	(公財)ひろしま国際センター	地域政策局国際課	○	
2	広島県民文化センター	RCC文化センター・イズミテクノホールマネジメントグループ共同事業体	環境県民局文化芸術課		
3	広島県民文化センターふくやま	(株)不二ビルサービス			
4	広島県立文化芸術ホール【上野学園ホール】	RCCホールマネジメントグループ			
5	広島県立美術館	乃村工藝社・イズミテクノ美術館活性化共同事業体		◎	
6	広島県縮景園	広島緑地建設・広田造園・イズミテクノ協同事業体		◎	
7	広島県立県民の森	(株)比婆の森		環境県民局自然環境課	
8	広島県立もみのき森林公園	(一財)もみのき森林公園協会			
9	広島県立県民の浜	(株)県民の浜蒲刈	○		
10	広島県立中央森林公園(公園センター等地区)	(一財)中央森林公園協会			
11	広島県立中央森林公園(フォレストヒルズガーデン地区)	広島空港ビルディング・広島エアポートホテル共同企業体			
12	野呂山公園施設	(一財)野呂山観光開発公社	○		
13	帝釈公園施設	(一財)休暇村協会			
14	牛小屋高原公園施設	(株)恐羅漢			
15	広島県健康福祉センター	(公財)広島県地域保健医療推進機構	健康福祉局医療介護人材課		
16	広島県立視覚障害者情報センター	(社福)広島県視覚障害者団体連合会	健康福祉局障害者支援課	○	
17	医療センター	(社福)広島県福祉事業団			○
18	広島県立障害者リハビリテーションセンター 肢体不自由児施設「若草園」				
19	重症心身障害児施設「若草療育園」				
20	障害者支援施設「あけぼの」				
21	スポーツ交流センター				
22	広島県立福山若草園 肢体不自由児施設「福山若草育成園」				
23	重症心身障害児施設「福山若草療育園」				
24	広島県立障害者療育支援センター 障害者支援施設「松陽寮」				
25	重症心身障害児施設「わかば療育園」				
26	県立広島産業会館		(公財)ひろしま産業振興機構		
27	県立ふくやま産業交流館	(株)オオケン			
28	県立産業技術交流センター	(公財)ひろしま産業振興機構			

番号	公の施設の名称	指定管理者	県所管課	二次調査対象機関
29	広島県緑化センター・広島県立広島緑化植物公園	みずえ緑地(株)	農林水産局森林保全課	○
30	広島空港県営駐車場	アマノマネジメントサービス(株)	土木建築局空港振興課	
31	広島ヘリポート	日本空港コンサルタンツ・大成有楽不動産連合体		
32	一般港湾施設(国際拠点港湾広島港, 重要港湾福山港, 重要港湾尾道糸崎港(機織地区))	(株)ひろしま港湾管理センター	土木建築局港湾振興課	
33	広島港及び尾道糸崎港における小型船舶特定係留施設			
34	広島観音マリーナ			
35	ボートパーク広島			(株)WAKOフロンティア
36	五日市漁港フィッシャリーナ施設	(株)ひろしま港湾管理センター		
37	ボートパーク福山	シダックス大新東ヒューマンサービス・ベルポート共同企業体		
38	広島県立みよし公園	ミズノグループ	土木建築局都市計画課	
39	広島県立びんご運動公園	ポラーノグループびんご		
40	県営舟入住宅外24住宅	広島県ビルメンテナンス協同組合	土木建築局住宅課	
41	県営青原住宅外11住宅			
42	県営大竹住宅外5住宅			
43	県営粟屋住宅外7住宅			
44	県営第二・第三平成ヶ浜住宅			
45	県営二河住宅外12住宅	ビルックス(株)		
46	県営丸小山住宅外7住宅	(株)くれせん		
47	県営東町住宅外8住宅	堀田・誠和共同企業体		
48	県営古浜住宅外12住宅			
49	県営城東住宅外16住宅			
50	県営第二上安住宅	合同産業(株)		
51	県営平成ヶ浜住宅	フジタビルメンテナンス(株)		
52	広島県総合グラウンド【コカ・コーラウエスト広島総合グラウンド】	ミズノ・広島県教育事業団グループ共同企業体	教育委員会事務局 教育部スポーツ振興課	
53	広島県立総合体育館	(公財)広島県教育事業団		

※ ◎は、監査委員事務局職員による実地調査及び監査委員による実地調査を実施した機関

○は、監査委員事務局職員による実地調査を実施した機関

別紙2 監査対象県立学校一覧

(1) 高等学校（広島中学校を含む）

学校（分校）名		
広島皆実高等学校	世羅高等学校	廿日市西高等学校
広島国泰寺高等学校	松永高等学校	祇園北高等学校
広島観音高等学校	沼南高等学校	高陽東高等学校
広高等学校	府中高等学校	呉昭和高等学校
呉宮原高等学校	油木高等学校	湯来南高等学校
呉三津田高等学校	上下高等学校	安芸南高等学校
三原高等学校	三次高等学校	西高等学校
三原東高等学校	庄原格致高等学校	東高等学校
尾道東高等学校	東城高等学校	広島工業高等学校（※）
尾道北高等学校	瀬戸田高等学校	福山工業高等学校
福山誠之館高等学校	賀茂北高等学校	呉工業高等学校
福山葦陽高等学校	日彰館高等学校	三次青陵高等学校
海田高等学校	黒瀬高等学校	宮島工業高等学校
音戸高等学校	安芸高等学校	神辺高等学校
廿日市高等学校	五日市高等学校	西条農業高等学校
大竹高等学校	河内高等学校	庄原実業高等学校
佐伯高等学校	安古市高等学校	尾道商業高等学校
大柿高等学校	大門高等学校	広島商業高等学校
可部高等学校	福山明王台高等学校	呉商業高等学校
加計高等学校	高陽高等学校	福山商業高等学校
加計高等学校芸北分校	熊野高等学校	西城紫水高等学校
千代田高等学校	広島井口高等学校	大崎海星高等学校
吉田高等学校	豊田高等学校	戸手高等学校
向原高等学校	安西高等学校	因島高等学校
賀茂高等学校	安芸府中高等学校	芦品まなび学園高等学校
竹原高等学校	神辺旭高等学校	広島高等学校・広島中学校
忠海高等学校	府中東高等学校	総合技術高等学校
御調高等学校		

（※ 広島工業高等学校については、学校が提出した様式が他校と異なるため今回の集計から除外している。）

(2) 特別支援学校

学校(分校)名
広島中央特別支援学校
広島南特別支援学校
尾道特別支援学校
尾道特別支援学校しまなみ分校
広島特別支援学校
福山特別支援学校
西条特別支援学校
広島西特別支援学校
廿日市特別支援学校
福山北特別支援学校
三原特別支援学校
呉特別支援学校
庄原特別支援学校
広島北特別支援学校
沼隈特別支援学校
黒瀬特別支援学校
呉南特別支援学校

別紙3 参考規程等

(1) 建築基準法（抄）

（報告，検査等）

- 第12条 第6条第1項第1号に掲げる建築物その他政令で定める建築物(国，都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が指定するものの所有者（所有者と管理者が異なる場合においては，管理者。第3項において同じ。）は，当該建築物の敷地，構造及び建築設備について，国土交通省令で定めるところにより，定期に，一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者にその状況の調査（当該建築物の敷地及び構造についての損傷，腐食その他の劣化の状況の点検を含み，当該建築物の建築設備についての第3項の検査を除く。）をさせて，その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 2 国，都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第1号に掲げる建築物その他前項の政令で定める建築物に限る。）の管理者である国，都道府県若しくは市町村の機関の長又はその委任を受けた者（以下この章において「国の機関の長等」という。）は，当該建築物の敷地及び構造について，国土交通省令で定めるところにより，定期に，一級建築士若しくは二級建築士又は同項の資格を有する者に，損傷，腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 3 昇降機及び第6条第1項第1号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物の昇降機以外の建築設備（国，都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物に設けるものを除く。）で特定行政庁が指定するものの所有者は，当該建築設備について，国土交通省令で定めるところにより，定期に，一級建築士若しくは二級建築士又は国土交通大臣が定める資格を有する者に検査（当該建築設備についての損傷，腐食その他の劣化の状況の点検を含む。）をさせて，その結果を特定行政庁に報告しなければならない。
- 4 国の機関の長等は，国，都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の昇降機及び国，都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物（第6条第1項第1号に掲げる建築物その他第1項の政令で定める建築物に限る。）の昇降機以外の建築設備について，国土交通省令で定めるところにより，定期に，一級建築士若しくは二級建築士又は前項の資格を有する者に，損傷，腐食その他の劣化の状況の点検をさせなければならない。
- 5～8（略）

(2) 建築基準法施行規則 (抄)

(国の機関の長等による建築設備等の点検)

第6条の2 法第12条第4項(法第88条第1項又は第3項において準用する場合を含む。)の点検(次項において単に「点検」という。)は、建築設備の状況について安全上支障がないことを確認するために十分なものとして1年(ただし、国土交通大臣が定める点検の項目については3年)以内ごとに行うものとし、当該点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準は国土交通大臣の定めるところによるものとする。

(3) 学校保健安全法 (抄)

(学校安全計画の策定等)

第27条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

(専修学校の保健管理等)

第32条 (略)

2 (略)

3 第3条から第6条まで、第8条から第10条まで、第13条から第21条まで及び第26条から前条までの規定は、専修学校に準用する。

(4) 学校保健安全法施行規則 (抄)

(安全点検)

第28条 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。

(専修学校)

第30条 第1条、第2条、第5条、第6条(同条第3項及び第4項については、大学に関する部分に限る。)、第7条、第8条、第9条(同条第1項については、学生に関する部分に限る。)、第10条、第11条(小学校以外の学校に関する部分に限る。)、第12条から第21条まで、第28条及び前条の規定は、専修学校に準用する。

2 (略)